

お 願 い

債権者登録申請書の提出について

平素より、市行政の推進につきましては多大の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では会計事務の簡素化・効率化及び迅速化を図るため、コンピュータによる事務処理を実施しております。このため、収入・支払等の事務は、コンピュータに登録された情報によって行うこととなります。

したがって、本市からの支払のある方については氏名・名称・住所・所在地・振込先口座等の情報をコンピュータに登録する必要があります。

この債権者情報の登録にあたっては、正確を期するため該当される方から申請書を提出していただくことにしています。

つきましては、この趣旨を御理解のうえ下記のとおり登録申請書の提出をお願いします。

なお、この申請書により登録された情報については、目的以外には使用しません。

記

- 1 提出書類 債権者登録申請書（別紙様式1）
※ 記入にあたっては、「注意事項」をよく御覧ください。
- 2 申請内容の変更 この申請書を提出された後、申請書の内容に変更が生じた場合は、債権者登録変更申請書（別紙様式2）を会計課へ提出していただくこととなります。

支払方法につきましては、コンピュータによる事務処理を行う関係上、口座振替でお願いします。

注 意 事 項

- 1 支払方法につきましては、コンピュータ処理を行う関係上、原則として口座振替払とさせていただきますので、御協力をお願いします。
- 2 記入にあたっては、必ず黒のボールペン等で記入してください。
- 3 印鑑は、請求書に使用されるものと同じものを使用してください。
したがって、契約を支店等に委任されている場合、申請者は支店等になります。
- 4 氏名・住所等は、通称・略称は使用しないでください。
- 5 電話番号は、市外局番から記入してください。
- 6 振込口座は、1社（含個人）につき1口座とします。（振込口座1に記入します）
ただし、公共工事の前払金専用口座のある方は、振込口座2（工事前払金専用口座）も記入していただくことになります。
受領を支店等に委任されている場合は、委任先の口座を記入してください。
- 7 振込口座の金融機関名・口座番号・口座名義人は、預金通帳を確認していただき正確に記入してください。
また、債権者名義以外の口座には振込できませんので御注意ください。
- 8 申請書を提出後、申請内容に変更を生じた場合は必ず変更申請書を提出してください。
変更の申請がない限り、申請内容のとおり口座振込等の手続きをすることになりますので、支払事務に支障をきたす場合があります。